

第3回保健医療計画策定ワーキンググループ会議における主な議論について

(開催日 8月9日 (水))

○ 医療従事者確保 (薬剤師)

分野	主 な 議 論
医療従事者 確保 (薬剤師)	<p>(1) 施策の展開について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師のこれからの役割を踏まえ、患者・住民とのコミュニケーション能力を高める研修を施策に盛り込めないかとの意見が出された。 <p>⇒資料4-2 3ページ 「2 薬剤師の育成・活用」に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤師の役割が増加する中、絶対数が不足しているため、医師や看護師など薬剤師以外の他職種からも薬剤師確保の重要性を訴え確保していくことができないかとの意見が出された。 <p>⇒資料4-2 3ページ 「2 薬剤師の育成・活用」に記載</p> <p>(2) コラムについて</p> <p>⇒資料4-2 4ページ 「信頼できる「かかりつけ薬剤師」を探しましょう!」、「薬剤師によるドーピング防止活動」、「チーム医療における薬剤師の役割」の内容を記載</p>

薬剤師

第1 現状と課題

1 薬剤師数

- 平成 26 年（2014 年）末現在の本県の薬剤師数（免許所有者）は、4,256 人となっています。人口 10 万人当たり 201.8 人であり、全国平均の 226.7 人を 24.9 人下回っていますが、病院・診療所に限定すれば、全国平均を上回っています。
- 平成 22 年（2010 年）と比較すれば、184 人増加していますが、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進、在宅医療への参画、病院等の薬剤師業務の多様化などにより、さらなる薬剤師の確保が必要となっています。
- 薬学部を持たない本県においては、新卒薬剤師を確保するため、薬学教育 6 年制で導入された長期実務実習の受入先を数多く確保することや、実習の指導に携わる指導者の養成も必要となっています。

【表 1】人口 10 万人当たりの業態別薬剤師数（免許所有者）の全国比較（平成 26 年）
（単位：人）

区 分	総 数	内 訳		
		薬 局	病院・診療所	その他※
長 野 県	201.8	120.3	44.9	36.6
全 国	226.7	126.8	43.2	56.7
全国との差	△ 24.9	△ 6.5	1.7	△ 20.1

※ 大学の従事者、医薬品等企業従事者、行政関係者、無職、不詳

（厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」）

【表 2】県内薬剤師業態別薬剤師数（免許所有者）の経年比較 （単位：人）

年	総 数	内 訳		
		薬 局	病院・診療所	その他※
平成 22 年	4,072	2,286	928	858
平成 26 年	4,256	2,537	947	772
増 減	184	251	19	△ 86

※ 大学の従事者、医薬品等企業従事者、行政関係者、無職、不詳

（厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」）

2 薬剤師業務の高度化

- 医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、高い資質を持つ薬剤師養成のために、平成 18 年（2006 年）から薬学教育 6 年制が導入されました。
- 薬剤師は、薬の管理や調剤業務に留まらず、最適な薬物療法の提供や医療安全対策、訪問薬剤管理指導など在宅医療への参画など、薬の専門家として、高度で多様な業務への対応と資質の向上が課題となっています。
- 厚生労働省は平成 27 年（2015 年）10 月、医薬分業の原点に立ち返り、地域包括ケア等への貢献や健康サポート機能の充実に向けて、すべての薬局を患者の服薬情報の一元的・継続的な把握等の機能を果たす「かかりつけ薬剤師・薬局」へ再編するため、「患者のための薬局ビジョン」を策定し、患者本位の医薬分業の実現に向けた道筋を示しており、このビジョンの実現に向け、在宅医療の一翼を担う「かかりつけ薬剤師」が求められています。
- 病院薬剤師は、日々進歩する医療の高度化に対応し、チーム医療の中で「薬のスペシャリスト」としての役割を果たすことが求められており、特定の医療分野等において高度な知識や技量、経験を持つ専門・認定薬剤師の養成も課題となっています。

【表 3】県内の専門・認定等薬剤師数（平成 29 年 10 月現在）

（単位：人）

総 数	内 訳				
	が ん	感染制御	精 神	妊婦・授乳婦	H I V 感染症
55	14	24	6	10	1

（薬剤師会調べ）

【表 4】認定実務実習指導薬剤師数（平成 29 年 3 月末現在）

（単位：人）

区 分	総 数	う ち 薬 局	う ち 病 院
認定実務実習指導薬剤師数	448	313	135.

（薬剤師会調べ）

第2 施策の展開

1 薬剤師の復職・就業支援

- 育児等で離職している病院・薬局等の勤務経験がある薬剤師の復職支援を促進するため、地域の病院・薬局等と連携した研修や相談会を実施し、円滑な復職支援体制の整備を促進します。
- 県外の大学へ通学している新卒薬剤師や移住希望薬剤師の相談機会を設けるため、都心等の県外においても相談会を開催し、県内への就業を促進します。

2 薬剤師の育成・活用

- 薬剤師会等関係団体と連携を図りながら、患者や地域住民とのコミュニケーション能力向上や医療機関との連携強化につながる研修等を通じて薬剤師の資質向上を推進し、「かかりつけ薬剤師」やチーム医療、災害時の対応など高度で多様な業務に対応できる薬剤師の育成を図るとともに、薬剤師以外の医療従事者の負担軽減や安心安全な医療の提供のため、他職種の協力も得ながら薬剤師を積極的に活用する体制を促進します。
- 薬剤師会と連携して、薬学生に対する薬局や病院の実務実習受入体制の確保及び実習指導薬剤師の育成を図ります。

第3 数値目標

区分	指標	現状 (H29)	目標 (H35)	目標数値 の考え方	備考 (出典等)
S	薬局薬剤師数（人口10万人対）	長野県 120.3人 全国 126.8人 (H26)	120.3人以上	現状より増加させる。	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
S	病院・診療所薬剤師数（人口10万人対）	長野県 44.9人 全国 43.2人 (H26)	44.9人以上	現状より増加させる。	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
S	認定実務実習指導薬剤師数	448人 (H28)	448人以上	現状より増加させる。	薬剤師会調査

注) 「区分」欄 S（ストラクチャー指標）：医療サービスを提供する物的・人的資源及び組織体制等を測る指標
P（プロセス指標）：実際にサービスを提供する主体の活動や、他機関との連携体制を測る指標
O（アウトカム指標）：医療サービスの結果として住民の健康状態や患者の状態を測る指標

※ 「2 施策の展開」及び「3 数値目標」については、12月21日に開催される長野県高齢者プラン策定懇話会における議論を踏まえ、変更する場合があります。

信頼できる「かかりつけ薬剤師」を探しましょう！

「かかりつけ薬剤師」とは、

- 薬を安全・安心に使用していただくため、市販薬も含めた使用している薬の情報を一元的に把握し、薬の重複や飲み合わせのほか、薬の効き具合、副作用の有無などを継続的に確認します。
- 薬の飲み残しや飲み忘れなどを起こさないように、患者さんをサポートします。
- 在宅で療養中の方にも自宅などにお伺いし、薬に関するサポートやアドバイスをを行います。
- 市販薬購入の際も、症状に適した商品をお探しします。
- 休日・夜間でも相談に応じます。

まずは1つの薬局を「かかりつけ薬局」と決めて、そこで信頼できる「かかりつけ薬剤師」を探しましょう！



薬剤師によるドーピング防止活動

風邪薬などの医薬品の中にはドーピング禁止物質を含むものがあり、そのことを知らずに使ってしまったことによるドーピング違反事例が度々発生しています。

長野県薬剤師会では、このようなスポーツ選手の“うっかりドーピング”を防止するため、「ドーピング防止ホットライン」を薬剤師会内に設置して相談に応じたり、ドーピング防止のためのガイドブックをスポーツ関係者（体育協会、スポーツドクター、競技連盟等）に配布したり、競技会場に説明ブースを設置して啓発活動を行っています。

また、（公財）日本アンチ・ドーピング機構が認定する最新のアンチ・ドーピング規則に関する知識を有する薬剤師「公認スポーツファーマシスト」は県内で128名（H29.6 現在）認定されており、スポーツ関係者と連携した活動を通して“うっかりドーピング”防止に寄与しています。



（競技会場における説明ブース）

チーム医療における薬剤師の役割

医療は日々進歩しており、その技術は増々高度で複雑化してきていることから、患者本位の最善の治療を提供するためには、いろいろな職種がチームを組み、それぞれが専門性を発揮しながら連携して治療にあたるのが重要です。

この医療チームの中で、薬剤師は、薬の専門家として治療に参加し、病棟、外来、集中治療室、手術室、そして在宅まで活動の幅を広げています。特に、がん化学療法や感染症対策をはじめ、様々な分野において、学会などから「専門薬剤師」「認定薬剤師」として認められた薬剤師は、その治療に深く関わり、より安全で効果的な薬物治療に貢献しています。